第9回高知県公立大学法人評価委員会 議事要旨

平成23年8月24日(水) 14:00~14:30 場所:高知共済会館4階 浜木綿の間

出席者

評価委員:宮田速雄(委員長) 伊野部重晃 木村靖二 寺田覚

※船橋英夫委員は欠席

県:村山文化生活部副部長 土居私学・大学支援課長 宮地チーフ

石田

委員長

評価書案に対する意見の有無や、前回の評価委員会で出された意見に ついて、事務局から説明をお願いする。

事務局

前回提出した評価書案に対して、評価委員からの意見はなく、大学からの意見もなかった。ただ、教育研究用機器の購入等の財源として、目的積立金の取崩しが生じたことから、P3の「運営経費の節減」の次に「等」を追加した。

また、前回出された意見については、S評価された項目は、前年度に 比べて経費が増大していること、経費の節減で顕著なのは入試広報であ ること、大学として、卒業時に就職できなかった学生の支援を行ってい ることを確認している。

A委員

運営経費のうち、広報費は前年比約50%超の減だが、広報活動に支 障はなかったのか。

公立になったことで、大学は、県の媒体を用いて広報しているのか。

事務局

公立大学となったことで、私学時代に比べて志願者が大幅に増加し、 経費がかからなくかったため、広報費を削減したと聞いている。

県は、大学からの依頼の都度、県庁記者クラブに情報提供している。

委員長

いわゆる投げ込みだが、それだけでは不十分。大事な発表の場合は、 記者会見を開く方がよい。

他になければ、平成22年度業務実績評価書は、原案のとおり決定してよいか。

他委員

異議なし。

委員長

原案のとおり決定し、県に報告することとする。

次に、利益処分の承認に係る事務局の確認について、説明をお願いする。

事務局

説明

B委員

剰余金の繰越承認申請書の添付書類は、貸借対照表と損益計算書のみである。剰余金の繰越は、自己収入が増えた場合と効率的に業務を行って利益が生じた場合に、法人の経営努力を認め、承認することになっている。

自己収入から生じた利益については、評価委員会としては判断の余地なしだが、効率的に業務を行い、費用が減少し利益が発生したかどうかは、貸借対照表と損益計算書だけでは判断できない。

次年度以降は、承認申請書を提出する際に、貸借対照表と損益計算書 だけでなく、内容を分析し、経営努力によるものであるかどうかが分か る資料を添付してもらいたい。

決算書類とは別に、大学における活動を反映した資料が必要である。 他大学では、もっと詳しい資料が提出されていた。

以上のことを法人に伝えてほしい。

委員長

事務局は法人に伝えること。

A委員

申請の内容は分かりにくい。目的積立金の取崩しは、将来の教育研究を良くするための先行投資と考えてよいか。

委員長

そうと言えないこともない。

B委員

工科大は、私学時代に整備した機器備品を更新、整備する必要があり、 経費を要したとも考えられるが、その場合も、目的積立金を何に使った か、ある程度明確にしないと分からない。

委員長

収入増と支出増の要因について、具体が分からない。

B委員

予算と決算を整理したものがあれば、もう少し分かると思うが、いず れにしても、詳しい添付資料が必要。

委員長

B委員の指摘どおり、次年度については詳しい添付資料の提出を法人に要望することにする。

次に、知事に提出する意見書について、事務局から説明をお願いする。

事務局

説明

委員長

意見がなければ、原案のとおりとしてよろしいか。

他委員

異議なし

委員長

原案のとおり提出する。

本日の会は、これで終了する。(了)